

○阪神水道企業団監査事務局公印規程

制 定 平成20年 3 月28日 監査委員規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、阪神水道企業団監査事務局における公印の種類、保管、使用等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類、様式等)

第 2 条 公印の種類並びに書体、形式、寸法及び用途は、別表のとおりとする。

2 公印は、朱印とする。

(公印の保管、使用等)

第 3 条 公印の保管、使用等については、企業長が定める規定の例による。

附 則

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

別表

公 印	書体	形式	寸法	用途
阪神水道企業団監査委員之印	れい書	あ	方21耗	監査委員の一般公文書
阪神水道企業団代表監査委員之印	れい書	い	方21耗	辞令、代表監査委員の一般公文書
阪神水道企業団監査事務局長之印	れい書	う	方18耗	局長の一般公文書

あ

阪 神 水 道
企 業 団 監 査
委 員 之 印

い

阪 神 水 道
企 業 団 代 表
監 査 委 員 之 印

う

阪 神 水 道
企 業 団 監
査 事 務 局
長 之 印